

製品環境共通購入仕様書		購仕番号	KS003-06	
		制定年月日	2011 年 12 月 16 日	
		改訂年月日	2026 年 7 月 31 日	
		株式会社プロテリアルケーブルソリューションズ 電線事業部 電線品質保証部		
品名	含有化学物質共通購入仕様書 (構成部材種別に規定値が異なる製品)	決 裁	審 査	立 案
		(鈴木) 2026/7/31	(横山) 2026/7/31	(横山) 2026/7/31

1. 適用
発注伝票、個別購入仕様書、図面等にて本製品環境共通購入仕様書を引用する物品に適用する。
複合品等の複数の部材で構成されており、その部材によって規定値が異なるもの、および、はんだ・金属等の部材で、「株式会社プロテリアルケーブルソリューションズ 電線事業部 茨城工場 グリーン調達基準書 (HKS01(Ver. 6.0))」とは規定値が一部異なるものに適用する。

2. 要求事項
2-1 含有禁止物質
対象物品は、以下の化学物質を意図的に使用しないこと、かつ、(4)の物質は本仕様書の規定値を越えないこと。

(1) 化学物質の審査および製造などの規制に関する法律(化審法)第一種特定化学物質
(2) 労働安全衛生法(安衛法)製造等禁止物質
(3) 毒物及び劇物取締法(劇毒法)の特定毒物
(4) 下表に定める物質(電線事業部 茨城工場 グリーン調達基準書(HKS01(Ver. 6.0))の規定値とは一部異なる)

表 1. 禁止物質一覧表(1/2)

No.	含有禁止物質(群)	本仕様書の規定値(注1)(注2)
1	カドミウム及びその化合物	表2参照
2	六価クロム化合物	1,000ppm(注3)
3	鉛及びその化合物	表2参照
4	水銀及びその化合物	1,000ppm(注3)
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	1,000ppm
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)(含む decaBDE)	意図的使用禁止(注4)かつ 10ppm
7	3置換有機スズ化合物(TBTO、TBT 類、TPT 類含む)	意図的使用禁止(注4)かつ材料単位 1,000ppm(注3)
8	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)及び特定代替品(注5)	意図的使用禁止(注4)
9	ポリ塩化ターフェニル類(PCT 類)	意図的使用禁止(注4)
10	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が 1 以上)	意図的使用禁止(注4)
11	短鎖型塩化パラフィン(炭素鎖長: 10~13)	意図的使用禁止(注4)
12	アスベスト類	意図的使用禁止(注4)かつ1,000ppm
13	特定アゾ染料・顔料(注6)	特定アミンとして 30 ppm
14	オゾン層破壊物質	意図的使用禁止(注4)
15	放射性物質	意図的使用禁止(注4)
16	ホルムアルデヒド	意図的使用禁止(注4)
17	パーフルオロオクタンスルホン酸及びその塩(PFOS)	意図的使用禁止(注4)かつ PFOS とその塩: 0.025ppm PFOS 関連物質合計: 1ppm
18	特定ベンゾトリアゾール(2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール)	意図的使用禁止(注4)
19	ジメチルマレート(DMF)	意図的使用禁止(注4)
20	ジブチルスズ化合物(DBT)	材料単位 1,000ppm(注3)
21	塩化コバルト	意図的使用禁止(注4)
22	ヘキサブROMシクロデカン(HBCDD)(注7)	意図的使用禁止(注4)かつ75ppm
23	パーフルオロオクタ酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質(注7)	意図的使用禁止(注4)かつ PFOAとその塩: 0.025ppm PFOA類合計: 1ppm
24	多環式芳香族炭化水素類(PAHs)(注7)	意図的使用禁止(注4)かつ成形品を構成するゴム、プラスチック部で各1ppm

表 1. 禁止物質一覧表(2/2)

No.	含有禁止物質(群)	本仕様書の規定値(注1)(注2)
25	ヘキサクロロベンゼン	意図的使用禁止(注4)かつ10ppm
26	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP(DOP)) (CAS No. 117-81-7)	均質材料単位: 1,000ppm
27	フタル酸ブチルベンジル(BBP) (CAS No.85-68-7)	均質材料単位: 1,000ppm
28	フタル酸ジブチル(DBP) (CAS No. 84-74-2)	均質材料単位: 1,000ppm
29	フタル酸ジイソブチル(DIBP) (CAS No. 84-69-5)	均質材料単位: 1,000ppm
30	リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP (3:1)) (CAS No.68937-41-7)	意図的使用禁止(注4)かつ1000ppm
31	ペンタクロロチオフェノール(PCTP) (CAS No.133-49-3)	意図的使用禁止(注4)
32	炭素鎖(C9~C21)を有するペルフルオロカルボン酸(C9-C21 PFCA)類とその塩類および関連物質	<C9-C14 PFCA> 意図的使用禁止(注4)かつ C9-C14 PFCA類とその塩類合計: 0.025ppm C9-C14 PFCA関連物質合計:0.26ppm <C15-C21 PFCA> 意図的使用禁止(注4)
33	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質	意図的使用禁止(注4)かつ PFHxSとその塩:0.025ppm PFHxS関連物質の合計:1ppm
34	デクロランプラス(CAS No.13560-89-9, 135821-03-3, 135821-74-8)並びにそのsyn-異性体及びanti-異性体	意図的使用禁止(注4)かつ1ppm
35	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)(CAS No.25973-55-1)	意図的使用禁止(注4)かつ1ppm
36	中鎖塩素化パラフィン(MCCPs)(炭素鎖長14~17)	意図的使用禁止(注4)

表 2. 構成部材種別「カドミウム及びその化合物」、「鉛及びその化合物」の当社規定値

	樹脂,ゴム,塗料,インク	半田	その他(金属含む)
カドミウム及びその化合物	5ppm(注3)	20ppm(注3)	75ppm(注3)
鉛及びその化合物	100ppm(注3)	1,000ppm(注3)	1,000ppm(注3)

(注1) 分母は、均質材料(異なる材料へと機械的に解体できない素材)単位とする。

(注2) 溶剤等が完全に揮発した乾燥状態での値とする。

(注3) 金属元素量としての規定値

(注4) 意図的使用とは、「特定の特性、外観、性質、属性または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品の形成時に故意に使用すること」を意味する。

(注5) 特定代替品：モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン、モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン、モノメチル-ジブromo-ジフェニルメタン(DBBT)

(注6) 特定アミンを形成するアゾ染料・顔料
(対象とする特定アミンは付表(HKS_Annex)参照)

(注7) 対象物質は付表(HKS_Annex)参照

2-2 含有管理物質

含有管理物質は「電線事業部 茨城工場 グリーン調達基準書(HKS01(Ver. 6.0))」によること。

3. 納入品の「含有化学物質情報(不含有保証書・組成データ・分析データ・SDS)」の提出については「電線事業部 茨城工場 グリーン調達基準書(HKS01(Ver. 6.0))」によること。